

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	第4期取手市地域福祉計画（令和6年度～9年度）	
意見募集期間	令和5年12月20日から令和6年1月19日まで	
意見提出者数	2人	
提出意見数	11件	
意見項目数	11件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	1人 9件
	郵送	人 件
	ファクス	人 件
	電子メール	1人 2件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）	9件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	1件
	D 案に反映できないもの	1件
	E その他（感想・賛否のみなど）	件
匿名等による意見提出者数	人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがあある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1	7ページ 取手市地域福祉計画と他計画との関係	①「取手市第6次総合計画」の中で【その他の計画】との連携整合の表記がありました。こちらの連携予定の計画を別途資料で確認できると良いかなと考えます。	①5ページの「(1) 計画の性格」の項目で考え方を示しておりますが、その他の計画との「連携整合」の考え方について明らかにすべきところ抜け落ちていましたので以下のとおり追記し修正いたします。 「他の計画との関係については、地域福祉計画と福祉部が既に策定している他の計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって、地域福祉計画の一部とみなします。 また、まちづくり、教育、市民協働、防災、健康分野などの個別計画の策定や見直しにおいては、地域福祉計画の理念や目標を共有できるよう庁内において連携を図るようにします。」	A
	26ページ 今後の取り組み①	②また、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援P26」の一文の記載がありますが、この場合、必ずしもというわけでは有りませんが、なるべく年齢層が若い人が取り組む動機になりうるインセンティブ等は考えているのでしょうか。 現実問題、高齢者だけで形成された活動へ参加する若年層は少ないのではないかなと考えると同時に、若年層も働いている中での地域活動をするとなると、かなり参加率などは低くなってしまっているのが実際のところかなと考えます。	②ご意見に関して、例えば地域における課題解決には、地域住民、ボランティアなどとの協働も必要になります。課題解決の方法のひとつとして、例えば福祉の領域だけではなく、公募により多様な人たちが参加できるような仕組みや仕掛け（活動期間を区切る、活発な意見が出せるような集まりやすい場所の提供など。）を行うことにより市民の参加を促進することも市の重要な役割と考えています。 地域課題に対し、様々な職業で活躍している方々のアイデアを生かす仕組みや仕掛けを、今後計画を推進していくなかで検討してまいります。	C

2	22ページ	<p>①基本理念 趣旨[文章表現][内容] 趣旨1文目では、「個人として尊重される」「市民同士が支え合う」「適切なサービスが受けられる」の3つの方向性と、その先にある「地域での安心・安全に生活」が並列で述べられているように感じます。 文章表現を見直して、「～多様化しています。市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活するためには、年齢や～福祉のまちづくりにより、複雑かつ多様化する地域課題に対応していくことが求められています。」と2文に分けてはいかがでしょうか。</p> <p>②趣旨2文目では、少子高齢化・人口減少・単身世帯増加・生活困窮を背景として、孤立死等の社会的孤立への対応が急務となっている旨が示されていますが、孤立死のみを例として挙げるのは引かかる所です。地域から孤立して子育てをする世帯や、孤立により在宅生活が難しくなる高齢者・障害者、また、孤立により対応が難しくなっている引きこもり世帯など、「孤立」にフォーカスをあてるのであれば、より深掘りした上で、基本理念の趣旨としていただいたほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>①について ご意見のあった部分についてご意見を参考に基本理念の趣旨の一部文章の表現を以下のとおり見直しいたします。 「社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しています。市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活するためには、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりにより、複雑かつ多様化する地域課題に対応していくことが求められています。 更に近年の少子高齢化、人口減少の進行、単身世帯の増加、経済情勢を起因とする生活困窮さらにはコミュニケーションツールの進化、非正規雇用など働き方の多様化、家族の形の変化などから家族や近隣住民との関わり合いが希薄になってきたことにより、他者との接触がほとんどない孤立した状態の子育て世帯、高齢者、障害者、引きこもりの状態の方また誰にも看取られず亡くなる孤独死これら社会的変化による孤立への対応が急務となっています。」</p>	A
	27ページ 及び 37ページ	<p>③ 27ページ地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備および37ページ福祉サービス利用に関する相談支援体制の整備[内容]</p> <p>③-1 27ページ今後の取り組み①について、受け止める場は実情に合わせて整備することが求められるとありますが、実際に整備される見込みはあるのでしょうか。</p> <p>③-2 37ページには、相談窓口のあり方として、各窓口が示されていますが、27ページの窓口について整備、充実される見込みがある場合は、その内容をこちらにも再掲いただく方が、より縦割りではない体制が見て取れるようになるのではないのでしょうか。</p> <p>③-3 一方、37ページに書かれているように、</p>	<p>③-1について 取手市の場合は医療、子育て、障害、介護、福祉協議会、行政などの各相談機関が制度ごとに支援を行っているため、いわゆるワンストップ窓口に一本化することは困難と考えています。 それぞれの相談機関が連動する包括的相談体制を構築することが適当だと考え、他の自治体の取り組みを調査し実施の可否を検討してまいります。</p> <p>③-2について 37ページの太字の部分については各相談機関が連動して支援を行う仕組みづくりについて市として取り組んでいくことが必要と考えコメントを記載しました。</p> <p>③-3について 27ページにおいて上記の考え方を①</p>	A

		次期計画期間においてあくまで連携によって対応を図られる場合は、27ページの文面においてもその旨を記載されたほうが分かりやすいかと思えます。	に以下のとおり追記いたします。 「市においては、医療、介護、障害、子育て、生活困窮者支援等に関わる相談機関が制度ごとに支援を行っています。 どの相談機関に市民が相談しても、保健、医療、福祉が連動したサービスを漏れなく提供できるよう、各相談機関が培ってきた専門性を生かしながら、それぞれの相談機関が連動する包括的相談体制を構築してまいります。」	
29ページ	④ ④支援を必要と～[文章表現] 「待ちの姿勢から」：課題を抱える者が「待ちの姿勢」であると誤読される可能性があると思われまます。～分からないという状況にあります。そのため、課題を抱えた者による相談を待つのではなく、民生委員～としてはいかがでしょうか。	④について ご意見のあった部分についてご指摘のとおり修正いたします。 「複合的で複雑な課題を抱えた者は、地域から孤立していたり、複合的で複雑な課題によりどこに相談して良いか分からないという状況にあります。民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期にかつ積極的に把握し、支援につなげる体制を構築する必要があります。」	A	
33ページ	⑤ 認知症は高齢者であれば誰でも～[内容] 若年性認知症への支援が求められる中、単に認知症は誰でも～としても良いのではないのでしょうか。	⑤について ご意見のとおり認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気であるとともに若年性認知症の方への支援も含まれるため、以下のとおり修正します。 「認知症は高齢者に限らず様々な原因で発症する可能性があります。」	A	
35ページ	⑥ 各福祉分野が共通して取り組むべき事項につて[内容] ⑥-1 ①～⑫として取り組むことが書かれています。それぞれ市として方向性が見えてこない書き方になっている点が気になります。 例えば、①の就労や活躍の場であれば、どのような主体との連携が可能なのか、取手市の特性を活かしてどのような取り組みが考えうるのかを明記してはいかがでしょうか。 市民としては、起業の環境が整っている点や、芸術文化が盛んな点は取手市の特性だと考えています。	⑥-1について 地域福祉計画は福祉分野の大枠を定める計画となっており、第4期計画では計画に盛り込むべき事項として規定された、共通事項の12の項目を盛り込みました。具体的な事業や対策については各個別の計画に定めることとなりますが、ご意見を参考に一部修正をいたします。	A	

		<p>⑥-2 一方、④の生活困窮者に関しては施策Ⅱ-5-1に位置づけられているなど、この箇所に変更して書かなくてもよい項目もあるかと考えます。</p>	<p>⑥-2について ご意見のとおり重複になっている項目もありますが、他の個別計画の指針となるよう盛り込むべき事項のひとつとして記載しています。</p>	D
		<p>⑥-3 私の意見として、①地域の活性化、⑦就労支援、⑧自殺対策（健康部局の話であれば、連携する旨を記載いただきたい）、⑩虐待、⑪拠点（51ページ高校生の居場所づくり、は住まいではなく拠点に位置づけるほうが良いか）の5項目については、記載を充実頂いたほうが良いのではと思います。 また、書きぶりについて、例えば⑧は「推進します」と書いていただいておりますが、⑥は「事項」などと示されており、例えば⑤の場の整備についても実際に行うことなのか不明瞭な形にみえます。 市としての方向性を示したうえで、全て⑧の書きぶりに統一していただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>⑥-3について ⑥-1のご意見もふまえ、いただいたご意見を参考にして、①～⑫の盛り込むべき事項を以下のとおり見直し修正いたします。</p> <p>①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とし福祉以外の分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉以外の商工、環境、農政、防災防犯、教育分野などと連携し、地域の活性化にも寄与しながら地域生活課題の解消につながる取り組みを推進します。 <p>②高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題や資源の状況に応じ、限られた予算や人材を重点的に配分する施策の展開を推進します。 <p>③制度の狭間の課題への対応のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度に明確に位置づけられてはいないが、何らかの支援が必要である者への対応 ひきこもり、サービス利用拒否など課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備や地域住民や、訪問機会のある事業者等の活動に対する支援、連携体制の整備を推進します。 <p>④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合化した課題に対する相談支援体制の構築を推進します。 <p>⑤分野横断的な福祉サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用したり、農園において障害者や認知症高齢者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ就労継続支援事業を活用 	A

			<p>し、多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出す場の整備を推進します。</p> <p>⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保、生活の安定、自立の促進に係わる取り組みを推進します。 <p>⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援</p> <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、就労支援を行う関係機関と連携した適切な支援を推進します。 <p>⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援</p> <ul style="list-style-type: none">・関係課で構成される「いのちを守るネットワーク推進会議」とも連携し各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）が連携し共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくりなど地域福祉として自殺対策と一体的に取り組み、各福祉分野の施策を効果的、効率的に推進します。 <p>⑨市民後見人等の育成やその活動の支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点からの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携のネットワークづくりや、権利擁護支援の担い手としての市民後見人の育成、親族後見人も含めた支援のあり方や、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在しないために生活に困難を抱えている者への支援を推進します。 <p>⑩高齢者、障害者、児童に対する虐</p>
--	--	--	--

			<p>待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応のあり方や、虐待を行った養護者、保護者への支援や予防に関する取り組みを推進します。 <p>⑪地域住民等が集える拠点の整備や既存施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や新たな活動が生まれることが期待される拠点の整備を推進します。 <p>⑫全庁的な体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">・地域生活課題を抱える者を包括的に支援するための、福祉、保健、医療も含めた庁内の関係部署との横断的な連携体制の構築を推進します。	
--	--	--	--	--

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

匿名等によって提出された意見

番号	意見